新たな支援金　支給決定!!（上限25万円）

1月29日第3次補正予算で、新たな支援金の交付が決定しました。

至急対応お願いします。（2月28日締切り）

【対象経費】 令和2年12月15日～令和3年3月31日までの診療体制確保に要する費用

（別紙参照）

【提出期限】 令和3年2月28日（当日消印有効）

【提出先】 〒119-0397　銀座郵便局留

厚生労働省新型コロナウィルス感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金担当

【申請方法】 下記URLから申請書をダウンロード、入力・プリントアウトの上

上記提出先へ郵送

[**https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_16443.html**](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16443.html)

【必要書類】 （下記書類名がそれぞれ左上に記載されています）

1）支払が完了している場合

・第5号様式

・別紙

・請求書

・参考様式（領収書・納品書等のコピー添付）

2）支払が完了してない・納品がまだの場合

・第3号様式

・別紙

・請求書

※ ３月納品・支払い分についても概算で申請可。後日領収書等の

提出を求められます。

※**ネット環境のない方は**本会迄連絡ください。

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の補助対象となりうる経費の例

|  |  |
| --- | --- |
| 科　目 | 具体例 |
| 　需用費 | ・日常業務に要する消耗品費（固定資産に計上しないもの）・日常診療に要する材料費（衛生材料、消毒薬など）※直接診療報酬等を請求できるものは対象外・換気のための軽微な改修（修繕費）・水道光熱費、燃料費 |
| 　役務費 | ・電話料、インターネツト接続等の通信費・医療施設・設備に係る火災保険、地震保険、動産保険の保険料・休業補償保険の保険料・受付事務や清掃の人材派遣料で従前からの契約に係るもの |
| 　委託料 | ・受付事務や清掃の外部委託費で従前からの契約に係るもの・日常診療に要する検査外注費※直接診療報酬等を請求できるものは対象外・既存の施設・設備に係る保守・メンテナンス料・既存の顧問弁護士、顧問税理士等の報酬賴聞弁攘±、頼間税埋士等の報酬 |
| 　使用料及び賃借料 | ・既存の診療スペースに係る家賃・日常診療・日常業務に使う既存の医療機器・事務機器のリース料 |
| （注意)対象となりうる経費でも、同一の支出について他の補助金と重複して補助は受けられません。特に、家賃支援給付金の給付を受ける場合はご注意ください。 |

補助対象とならない経費の例

・従前から勤務している者の人件費
・通常の医療の提供を行う者の人件費

・日常診療に要する医薬品費、材料費のうち、直接診療報酬等を請求できるもの

・日常診療に要する検査外注費のうち、直接診療報酬等を請求できるもの
・開業医等の所得補償保険の保険料
・工事費（修繕費とならないもの）

・支払利息

・減価償却費